

## 情報公開規程

2017年2月27日 制定

2020年12月1日 改正

2021年 4月1日 改正

2022年 4月1日 改正

2022年 6月1日 改正

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟ろうきん福祉財団(以下、「財団」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 財団は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 財団は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き及びインターネットの方法により行うものとする。

### (公告)

第5条 財団は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第38条の方法によるものとする。

### (公表)

第6条 財団は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を次条の定めに従い事務所に備え置く方法により行うものとする。

(資料の事務所備え置き)

第7条 財団は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧またはその一部を謄写させるものとする。

(閲覧場所)

第8条 財団の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。

(閲覧等に関する事務)

第9条 第7条に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があった場合は、次に定めるところにより取扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

(2) 閲覧等申請書が提出された場合は、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。

(3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第10条 財団は、第5条及び第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

(管理)

第11条 財団の情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年6月1日から施行する。

## 別表

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 事業計画書、収支予算書	当該事業年度の終了時まで
3 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、附属明細書	5年間
4 監査報告書、理事・監事及び評議員の名簿、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	5年間
5 評議員会議事録	10年間
6 理事会議事録	10年間
7 会計帳簿（公開対象者は評議員及び監事）	10年間

様式 1

## 閲覧等申請書

(公財)新潟ろうきん福祉財団  
理事長 齋藤 敏明 殿

申請日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
申請者 \_\_\_\_\_  
申請者住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_   
電話番号 \_\_\_\_\_

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請します。(該当するものを○で囲んで下さい。)

なお、私(申請者)は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

< 閲覧等の目的 >

< 閲覧等を求める書類 > 該当するものを○で囲んで下さい。

- 1 . 定款
- 2 . 事業計画書、収支予算書
- 3 . 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、附属明細書
- 4 . 監査報告書
- 5 . 理事・監事及び評議員の名簿
- 6 . 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- 7 . 評議員会議事録
- 8 . 理事会議事録
- 9 . 会計帳簿 (公開対象者は評議員及び監事)

